

令和6（2024）年1月10日
同月31日改訂・QA追加
同年3月11日改訂

患者様向けQ&A

破産者 医療法人社団成優会
破産管財人弁護士 小野塚 格

【1 治療等について】

Q1-1 「あーす新宿歯科」又は「あーすマウスピース矯正 Lab」に通っていたのですが、ずっと臨時休業で困っています。いつ再開するのですか。

A1-1 「あーす新宿歯科」又は「あーすマウスピース矯正 Lab」の運営法人である医療法人社団成優会は、令和6（2024）年1月10日に東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けました。そのため、事業を廃止せざるを得ず、大変恐縮ですが、今後、「あーす新宿歯科」又は「あーすマウスピース矯正 Lab」が治療等を再開することはありません。ご理解の程、宜しくお願いいたします。

（令和6（2024）年1月31日改訂）

Q1-2 治療等を継続したいのですが、どうすれば良いのですか。

A1-2 本QA1-1のとおり「あーす新宿歯科」又は「あーすマウスピース矯正 Lab」においては治療等を継続することはできません。

治療等を継続するためには、患者様ご自身において転医手続を行う必要があります。なお、大変恐縮ながら、破産管財人において転医先を紹介することはできず、また、既に破産手続が開始していることから、転医に際して発生する手数料等を医療法人社団成優会において支払うこともできません（本QA2-1をご参照ください。）。ご理解の程、宜しくお願いいたします。

（令和6（2024）年1月31日改訂）

Q1-3 転医手続のため、インビザラインのデータや治療計画書を交付してください。

A1-3 インビザラインのデータや治療計画書はインビザライン社の提供するクラウド上に保管されており、これをダウンロードして交付することができません。もっとも、インビザラインを取り扱っている歯科医であればクラウド上でデータや治療計画書を確認することができるということです。そのため、そもそも転医に際して患者様においてデータや治療計画書を持参する必要はないということです。詳細は、転医先にご確認ください。

（令和6（2024）年1月31日追加）

Q1-4 削除

A1-4 削除

(令和6(2024)年1月31日改訂・改番)

(令和6(2024)年3月11日削除)

Q1-5 マウスピース矯正が終わったので、リテーナーを送ってください。

A1-5 本QA1-1のとおり、「あーす新宿歯科」又は「あーすマウスピース矯正Lab」においては、リテーナーを作成することができません。患者様ご自身で転医手続を行い、転医先で作成してもらう必要があります。

転医手続については、本QA1-2をご参照ください。

(令和6(2024)年1月31日追加)

【2 前払金について】

Q2-1 治療費を前払いしているので、返金を求めます。

A2-1 前払金の返還請求権または損害賠償請求権は、破産手続における「破産債権」となるところ、医療法人社団成優会については既に破産手続が開始しているため、現時点においてはこれを支払うことができません。

破産手続及び破産手続における破産債権の取り扱い（支払可能性等を含む）につきましては、[本ホームページ](#)の「医療法人社団成優会の破産手続に関するQ&A」をご確認ください。

(令和6(2024)年1月31日改訂)

Q2-2 クレジットカード又は信販会社を使って治療費を前払いしました。今すぐ引き落としを止めてください。

A2-2 治療途中の方については、支払いを止めることができる可能性があります（抗弁権の接続）。

もっとも、大変恐縮ですが、支払いに関してクレジットカード会社又は信販会社と契約関係にはない破産管財人においては、対応することができません。患者様ご自身でご利用のクレジットカード会社又は信販会社までお問い合わせください。

また、破産管財人は、債権者の皆様に法的助言を行う立場にありませんので、本件につき助言をすることができません。消費生活センター等へのご相談もご検討ください。

(令和6(2024)年1月31日改訂)

以上